にっぽうニュース

（令和4年4月4日）

① 4月から変更になること

（1）登録料の改定

特許料、商標登録料、国際出願の送付手数料と調査手数料、電子化手数料など、特許庁に納付する料金が値上がりしました。納付できる期間が4月1日をまたぐ場合は、金額を間違えないように注意が必要です。

（2）マルチマルチクレームの禁止（図は関係ありません）

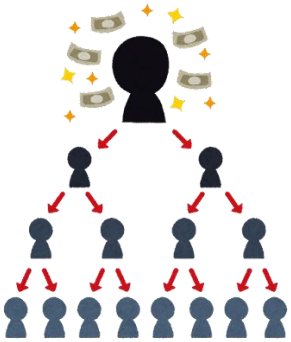

特許で複数の請求項を引用するマルチクレームにおいて、引用元がマルチクレームだと、拒絶理由に該当することになりました。とりあえず、3月中に特許出願しておいて、4月以降に国内優先権を主張して内容を補充した出願をした場合でもマルチマルチクレームは拒絶理由が通知されます。

（3）弁理士法人への変更

特許業務法人は、弁理士法人に名称変更することになり、一人法人も可能となりました。代理人の名称変更手続に伴い、一時的に書類の送受信に影響が出る可能性があります。

② 3月までに変更になっていること

（1）押印の廃止

特許庁関係手続の押印が廃止されました（委任状にも押印不要だが、要原本）。ただし、名義変更や権利移転などは押印が存続し、印鑑証明書の提出が必要な場合もあります。

（2）商標のファストトラック審査

現在、商標の審査は、約1年かかっていますが、「類似商品・役務審査基準」に掲載されている商品・役務のみを指定した場合は、約6ヶ月で審査結果を通知する運用となっています。

（3）意匠の保護対象拡充

意匠の保護対象は「物品」に限られていましたが、「画像」「建築物」「内装」のデザインについても、登録を認めるようになりました。

本意匠に類似する関連意匠の出願は、本意匠が登録されて公報が発行される前までしたが、本意匠の出願から10年まで認められるようになりました。また、本意匠→関連意匠→関連意匠（本意匠と非類似）のように、類似する意匠を連鎖させていくことも可能となりました。

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp